

がっこうせいかつ まも
学校生活で守るべきこと

1、いじめ・暴力行為、生徒同士及び教員への暴言を発してはいけない。

どんな生徒でも安心して学校生活を送ることが第一条件です。

対先生はもちろん生徒同士でも暴力・暴言は認めません。厳しい指導を行います。

日常の生活上だけではなく、SNSなどのいじめについても同様の指導を行います。

2、学校での飲酒や、飲酒して登校してはいけない。

飲酒が見つかった場合授業は受けられません。直ちに下校し、指導を受けることになります。

3、学校内・学校近辺で、喫煙してはいけない。

成年・未成年を問わず、生徒は校内および学校近辺で喫煙してはいけません。喫煙が見つかった場合は、保護者

に学校に来てもらい、校長先生から注意を受けた後、謹慎及び特別指導を受けなければなりません。明らかに

喫煙とみなされる場合も、喫煙の場合と同様に指導を受けることになります。

タバコを学校に持ってきてはいけません。持ってきた場合は学校で預かり、指導を受けることになります。

4、授業を大切にし、先生の指導にはきちんと従う。

授業の妨害や、先生の注意に従わない場合には、指導を行います。生徒一人ひとりが、そしてクラス全体

が落ち着いて授業に取り組むために次のことを守ってください。

(1) 出席の確認が終わって授業が始まると同時に、指定された席に着席する。

(2) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし鞄にしまい、手を触れない。

(3) ガムやジュース等の飲食はしない。机上にも飲食物は置かない。

(4) 漫画・雑誌等の授業に関係のないものはしまう。

(5) ヘッドホン・イヤホン等はずす。

(6) 休み時間中に手洗いを済ませ、次の授業を受ける準備をする。

5、学校内の施設や公共物を大切にする。

学校の施設や公共物は皆で使うものなので、壊さないように注意してください。

故意に壊した場合には弁償し、指導を受けることになります。

6、上履きを必ず使用する。

校舎内では指定された上履きを必ず使用してください。体育館履きを上履きとして使用することも禁止です。

下履き・体育館履きのまま授業を受けることはできません。忘れた場合は職員室でスリッパを借り、下校時に

返却してください。上履きには姓名を明記すること。

7、オートバイ・車の通学は禁止

(1) オートバイや自動車での通学は禁止です。通学とは校外学習先も含みます。また、友人等が運転するオート

バイや自動車に同乗しての通学も禁止です。

(2) 無許可による通学(学校周辺や校外学習先まで乗ってくる行為、友人の運転するオートバイや車への同乗

も含む)は、安全教育の観点から指導を行います。

(3) 自転車や原付通学者は指定された置き場所を守り、校内ルール(乗り回し禁止、徐行など)を守りましょう。

(4) ルールを守れない場合は、許可を取り消すことがあります。

(5) 正規就業者が仕事上で止むを得ない場合のみ、原付自転車(50cc以下)のみ許可することができます。

アルバイトの場合は就業時間を雇用先に調節してもらいましょう。

8、危険ドラッグなどの薬物を保持したり使用してはいけない。

薬物・有機溶剤の使用が心身に与える影響は大きく健康を著しく阻害します。学校の内外を問わず、危険

ドラッグの保持・使用の事実が明らかになった場合には、退学を含む指導を行います。

9、盗難防止に注意すること。

(1) 生徒は各自の所持品に細心の注意をすること。

(2) 所持品には記名をしてください。

(3) 他人の忘れ物を発見した生徒は、必ず先生に届けること。

(4) 貴重品は常時身に着けておくこと。

10、ロッカーには鍵をかけて自己管理をする。

(1) 自分のロッカーには鍵をかけて自己管理をする。

(2) 他人のロッカーは勝手に開けてはいけません。特に全日制のロッカーを開けた場合には、中のものを取り出そ

うとする行為と判断され、指導を受けることになります。

11、授業中における学校外への外出禁止について。

登校してから下校時間までは、学校外への外出は禁止します。

12、政治的活動及び宗教的活動について。

生徒による政治的活動等は、次のとおり必要かつ合理的な範囲内で制約を受けます。

①校内において

(1) 授業、生徒会活動、部活動等

生徒がその本来の目的を逸脱し教育活動の場を利用して、選挙活動や政治的活動・布教活動を行なうことは禁止します。

(2) 放課後、休日等

施設の管理上の支障、他の生徒の学習への支障、その他教育を円滑に実施するまでの支障があることから制限又は禁止します。

②校外において

(1) 放課後、休日等

・違法なもの、暴力的なもの

・違法もしくは暴力的になるおそれのあるもの

・熱中しての学業や生活への支障

・他の生徒の学業や生活への支障

・学校教育の円滑な実施への支障

以上の支障の状況に応じ、制限又は禁止します。